(2)　千葉県南房総市野島埼灯台正南三十海里の点
(3)　北緯三十度十五秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点
(4)　赤道と東経百四十六度五十九分四十九秒の線との交点
ニ　次の(1)の点から(3)の点までを順次に直線で結ぶ線、次の(4)の点から(20)の点までを順次に直線で結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（ロに掲げる海域と重複する部分を除く。）
(1)　青森県西津軽郡深浦町艫作埼突端
(2)　北海道松前郡松前町松前小島灯台
(3)　北海道松前郡松前町白神岬突端
(4)　北海道函館市恵山岬突端
(5)　北海道函館市恵山岬突端正東十海里の点
(6)　青森県八戸市鮫角突端正東三十五海里の点
(7)　岩手県宮古市鮭ヶ崎突端正東十海里の点
(8)　岩手県大船渡市首埼突端正東十海里の点
(9)　宮城県気仙沼市御埼突端正東十海里の点
(10)　宮城県本吉郡南三陸町歌津埼突端正東十海里の点
(11)　宮城県石巻市金華山頂上正東十海里の点
(12)　宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東二十五海里の点
(13)　福島県双葉郡浪江町請戸ノ鼻突端正東二十五海里の点
(14)　福島県いわき市塩屋埼灯台正東二十五海里の点
(15)　茨城県ひたちなか市磯埼突端正東二十五海里の点
(16)　千葉県銚子市銚子一ノ島灯台正東二十五海里の点
(17)　千葉県銚子市銚子一ノ島灯台南東二十五海里の点
(18)　千葉県いすみ市太東埼突端南南東三十海里の点
(19)　千葉県南房総市野島埼灯台正南十五海里の点
(20)　千葉県南房総市野島埼灯台
ホ　領海及び排他的経済水域のうち、それぞれ東京都小笠原村南鳥島を囲む部分
ヘ　指定漁業省令別表第二沖合底びき網漁業の項第一号イに規定する水域
二　次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（前号イ及びニに掲げる海域と重複する部分及び次号に規定する海域を除く。）におけるかじき等流し網漁業の操業は、毎年五月一日から六月三十日までの期間内においては、禁止する。
イ　千葉県いすみ市太東埼突端
ロ　千葉県いすみ市太東埼突端東南東の線と東経百四十一度五十九分四十八秒の線との交点
ハ　北緯三十八度十一秒東経百四十一度五十九分四十七秒の点